



宮 崎 県 公 報

平成23年7月21日(木曜日)号外 第62号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

教育委員会規則

○県立図書館管理規則の一部を改正する規則……………	1
○宮崎県総合博物館管理運営規則の一部を改正する規則……………	1

頁

○県立西都原考古博物館管理規則の一部を改正する規則……………	5
○県立美術館管理規則の一部を改正する規則……………	8
○宮崎県体育館管理規則の一部を改正する規則……………	11
○宮崎県ライフル射撃競技場管理規則の一部を改正する規則……………	14

教育委員会規則

県立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年7月21日

宮崎県教育委員会委員長 近藤好子

宮崎県教育委員会規則第4号

県立図書館管理規則の一部を改正する規則

県立図書館管理規則(昭和63年教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第31条 [略] 2 [略] 3 館長は、次の各号の一に該当するときは、研修ホール等の利用を許可しないものとする。 (1)～(5) [略] (6) [略] (研修ホール等の利用の許可の取消し等) 第32条 館長は、研修ホール等の利用者が前条第3項各号(第1号を除く。)の一に該当するに至ったときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を中止させることができる。 2 [略]	第31条 [略] 2 [略] 3 館長は、次の各号の一に該当するときは、研修ホール等の利用を許可しないものとする。 (1)～(5) [略] <u>(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくはこれら暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者の利益になると認められるとき。</u> (7) [略] (研修ホール等の利用の許可の取消し等) 第32条 館長は、研修ホール等の利用者が前条第3項各号の一に該当するに至ったときは、その利用の許可を取り消し、又はその利用を中止させることができる。 2 [略]

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

宮崎県総合博物館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年7月21日

宮崎県教育委員会委員長 近藤好子

宮崎県教育委員会規則第5号

宮崎県総合博物館管理運営規則の一部を改正する規則

宮崎県総合博物館管理運営規則(昭和46年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第12条 前条の規定に反する行為があるものについては、特別展示	第12条 <u>使用者が第10条第2項各号のいずれかに該当するに至った</u>

室の使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

とき、又は前条の規定に反する行為があるものについては、特別展示室の使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

2 [略]

2 [略]

別記様式第 1 号を次のように改める。

別記

様式第 1 号 (第 9 条関係)

特 別 展 示 室 使 用 申 請 書

年 月 日

宮崎県総合博物館長 殿

住 所
電 話

申請者 フリガナ 氏 名 性別(男・女)

生年月日 年 月 日

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名〕

関係条例規則を遵守しますので、下記のとおり使用を許可されるよう申請します。

記

行 事 の 名 称					
使 用 の 日 時					
使 用 の 区 分					
使 用 の 目 的					
共 催 者					
入 場 料 等	関係者 整理券 無料 有料 (円)				
内 容					
※ 許 可	第 号 年 月 日				
※ 使 用 条 件	宮崎県総合博物館特別展示室利用の手引きによる				
館 長	副 館 長	課 長	担当リーダー	※ 使 用 料	特 別 展 示 室

(注) 申請者が法人にあっては、別紙「役員名簿」を提出してください。

別紙

役 員 名 簿

法人名：_____

役職名	(フリガナ) 氏 名	性 別	生年月日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(注1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。

(注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

附 則

この規則は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

県立西都原考古博物館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 7 月21日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

宮崎県教育委員会規則第 6 号

県立西都原考古博物館管理規則の一部を改正する規則

県立西都原考古博物館管理規則（平成15年教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号を次のように改める。

別記

様式第 1 号 (第 9 条関係)

施 設 等 使 用 許 可 申 請 書

県立西都原考古博物館長 殿 年 月 日

住 所
電 話

申請者 フリガナ 氏 名 性別 (男・女)

生年月日 年 月 日

法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名

県立西都原考古博物館の施設を使用したいので、県立西都原考古博物館管理規則第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

使 用 の 目 的	行事の名称						
	行事の内容						
使 用 責 任 者	住 所						
	氏 名						
ホール使用期間				ホール設備 (冷暖房) 使用期間			
年 月 日	時から	年 月 日	時から	年 月 日	時から		
年 月 日	時まで	年 月 日	時まで	年 月 日	時まで		
年 月 日	時から	年 月 日	時から	年 月 日	時から		
年 月 日	時まで	年 月 日	時まで	年 月 日	時まで		
年 月 日	時から	年 月 日	時から	年 月 日	時から		
年 月 日	時まで	年 月 日	時まで	年 月 日	時まで		
備 考							

(注) 1 使用料の納期は、ホール使用料は使用許可の時、ホール設備 (冷暖房) 使用料は使用終了の時となります。

2 申請者が法人にあつては、別紙「役員名簿」を提出してください。

別紙

役 員 名 簿

法人名： _____

役職名	(フリガナ) 氏 名	性 別	生年月日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(注 1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。

(注 2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

附 則

この規則は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

県立美術館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 7 月21日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

宮崎県教育委員会規則第 7 号

県立美術館管理規則の一部を改正する規則

県立美術館管理規則（平成 7 年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号を次のように改める。

別記
様式第 1 号 (第 9 条関係)

施設等使用許可申請書

年 月 日

県立美術館長 殿

住 所
電 話

申請者 フリガナ 氏 名 性別 (男・女)

生年月日

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

県立美術館の施設を使用したいので、県立美術館管理規則第 9 条第 1 項の規定により、
次のとおり申請します。

使用の目的	行事の名称			
	行事の内容			
使用責任者	住 所			
	氏 名	(電話)		
使用施設	使 用 期 間			
	年	月	日	時から
	年	月	日	時まで
	年	月	日	時から
	年	月	日	時まで
	年	月	日	時から
	年	月	日	時まで
	年	月	日	時から
	年	月	日	時まで
入 場 料 等	有料 (金額		円)	無料
持込電気器具の使用	有 ()	無
備 考				
※ 使用条件				
※ 許可年月日	年 月 日	※ 使用料	施設使用料	
※ 許可番号			設備器具	
			合 計	

- (注) 1 入場料等及び持ち込み電気器具の使用の欄は、該当するものに○印をつけて
ください。
2 ※印のある欄は、記入しないでください。
3 申請者が法人にあつては、別紙「役員名簿」を提出してください。

別紙

役 員 名 簿

法人名： _____

役職名	(フリガナ) 氏 名	性 別	生年月日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(注1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。

(注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

附 則

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

宮崎県体育館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年7月21日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

宮崎県教育委員会規則第8号

宮崎県体育館管理規則の一部を改正する規則

宮崎県体育館管理規則（平成17年教育委員会規則第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第4条 所長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、体育館施設等の利用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(利用許可の取消し等)</p>	<p>第4条 所長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、体育館施設等の利用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p><u>(4) 宮崎県体育館利用申込書の内容に偽りがあるとき。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(利用許可の取消し等)</p>
<p>第6条 所長は、前条の規定に反する行為がある者については、体育館施設等の利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入場を拒否し、又は退去を命ずることができる。</p>	<p>第6条 所長は、<u>利用者が第4条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は前条の規定に反する行為がある者については</u>、体育館施設等の利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入場を拒否し、又は退去を命ずることができる。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>

別記様式第1号を次のように改める。

別記
様式第 1 号 (第 2 条関係)

宮 崎 県 体 育 館 利 用 申 込 書

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿
(指定管理者 代表者 様)

住 所
電 話

申込者 フリガナ 氏 名 性別 (男・女)

生年月日 年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

利用中の責任者氏名 電話

関係条例・規則を遵守しますので、次のとおり体育館の利用を許可されるよう申し込みます。

1 利用目的	行事名				※ 利用料
2 利用者区分	1 一 般	2 高 校 生	3 中 学 生	4 小 学 生	
3 催物の種類	1 アマチュアスポーツ	2 文 化 行 事	3 その他の催物		
4 入場料徴収の有無	無		有		最高入場料金 一 人 円
5 利用箇所	1 本館競技場 全・2/3・半分・1/3	2 別館第一競技場 全・2/3・半分・1/3	3 別館第二競技場 専用・専用でない	4 別館第三競技場 専用・専用でない	
	5 会 議 室	6 ス テ ー ジ	7 控 室 No.1・No.2・No.3	8 人工登はん壁 屋外・屋内 個人・団体	
6 利用期日及び利用時間	年 月 日 時 分 ~ 時 分 年 月 日 時 分 ~ 時 分 年 月 日 時 分 ~ 時 分 年 月 日 時 分 ~ 時 分 年 月 日 時 分 ~ 時 分				円
7 利用設備	1 放送設備 2 電光表示盤 3 ボーダーライト 4 スポットライト 5 フットライト 6 シャワー 7 浴室				円
8 利用器具及び数量	品 名				円
	数 量				円
※9 その他追加額又は減額					円
※10 利用料合計額					円
入場予定人員					人
※受付年月日	年 月 日	※許可年月日	年 月 日	※許可番号	号

- 注意事項 1 必要事項を記入の上該当するものの記号を○で囲んでください。
 2 ※印の欄は記入しないでください。
 3 利用時間は、準備及び撤去の時間を含めて記載してください。
 4 利用料は、係員の指示によって宮崎県収入証紙(現金)で該当額をはつて(直接)納入してください。
 5 申込者が法人にあっては、別紙「役員名簿」を提出してください。

裏面

証紙をはり付けるところ

※ 指定管理者による管理の場合は、この欄は不要

別紙

役 員 名 簿

法人名： _____

役職名	(フリガナ) 氏 名	性 別	生年月日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(注1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。

(注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

附 則

この規則は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

宮崎県ライフル射撃競技場管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 7 月21日

宮崎県教育委員会委員長 近 藤 好 子

宮崎県教育委員会規則第 9 号

宮崎県ライフル射撃競技場管理規則の一部を改正する規則

宮崎県ライフル射撃競技場管理規則（平成17年教育委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第 4 条 所長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、射撃場施設等の利用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第 6 条 所長は、前条の規定に反する行為がある者については、射撃場施設等の利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入場を拒否し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>2 [略]</p>	<p>第 4 条 所長は、申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、射撃場施設等の利用を許可しないものとする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) <u>宮崎県ライフル射撃競技場利用申込書の内容に偽りがあるとき。</u></p> <p>(5) [略]</p> <p>(利用許可の取消し等)</p> <p>第 6 条 所長は、<u>利用者が第 4 条各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は前条の規定に反する行為がある者については、</u>射撃場施設等の利用の許可を取り消し、利用を中止させ、入場を拒否し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>2 [略]</p>

別記様式第 1 号を次のように改める。

別記
様式第 1 号 (第 2 条関係)

宮崎県ライフル射撃競技場利用申込書

年 月 日

宮崎県教育庁スポーツ指導センター所長 殿
(指定管理者 代表者 様)

住 所

電 話

申込者 フリガナ 氏 名 性別 (男・女)

生年月日 年 月 日

(法人にあっては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名)

利用中の責任者氏名

電話

関係条例、規則を遵守しますので、次のとおり宮崎県ライフル射撃競技場の利用を許可されるよう申し込みます。

1	利用日時	自 年 月 日 時 分から 至 年 月 日 時 分から
2	利用目的	
3	利用人員	
4	その他	

(注) 申込者が法人にあっては、別紙「役員名簿」を提出してください。

収 入 証 紙 貼 付 欄

※ 指定管理者による管理の場合は、この欄は不要。

別紙

役 員 名 簿

法人名： _____

役職名	(フリガナ) 氏 名	性 別	生年月日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日
		男・女	明治・大正・昭和・平成 年 月 日

(注1) 法人登記簿に記載されている役員全員（現在就いている方）について記載してください。

(注2) この役員名簿に記載されている個人情報については、暴力団排除の目的を達成するために使用することとし、その他の目的のためには一切使用しません。

附 則

この規則は、平成23年 8 月 1 日から施行する。

